

# 令和7年度 空飛ぶクルマ実装促進事業補助金 公募要領

空飛ぶクルマ実装促進事業補助金の交付については、空飛ぶクルマ実装促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この公募要領により実施します。

## **1 目的（要綱第1条関係）**

空飛ぶクルマ実装促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、民間企業が行う空飛ぶクルマに関する香川県内での離着陸場の設置に向けた取組み及び県民や地域社会への理解促進のための取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、香川県内での空飛ぶクルマの実装を促進することを目的とします。

## **2 定義（要綱第2条関係）**

(1) 「空飛ぶクルマ」とは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいいます。

航空法上の航空機に該当し、無人航空機であるドローンは含みません。

(2) 「離着陸場」とは、空飛ぶクルマの到着、出発及び地上移動等のために使用される陸上の一定の区域をいい、離着陸場の施設である FATO、TLOF、Safety Area、誘導路、誘導路帯、スタンド等を含みます。（各施設の定義は、「パーティポート整備指針（令和5年12月国土交通省航空局）」におけるパーティポートに関する内容と同様です。）

なお、航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項に基づく許可が必要となる空港等（空飛ぶクルマ専用のものに限らず、ヘリポートと併用可能なものも含む。）のほか、同法第79条ただし書に基づく許可を受けようとするもの（場外離着陸場）についても対象とします。

## **3 補助事業（要綱第3条関係）**

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、上記1の目的に沿って香川県内で次の両方を実施する事業とします。

(1) 空飛ぶクルマの離着陸場の設置に向けた取組み

### **【具体例】**

- ・ 離着陸場の設計、建設
- ・ 設計又は建設に必要な調査（気象調査、地盤調査、環境アセスメント調査等）

## (2) 県民や地域社会への空飛ぶクルマに関する理解促進の取組み

### 【具体例】

- ・ イベントの開催（空飛ぶクルマ実物機体の実証飛行、実機展示等）
- ・ セミナー、シンポジウムの開催
- ・ マスコミ広告（県内放送、ラジオ、雑誌、新聞等）
- ・ 動画共有・配信（You Tube 等）

### <留意点>

- ア 「(1) 空飛ぶクルマの離着陸場の設置に向けた取組み」については、令和6年度採択事業の内容と比べて、さらに発展的な取組みを対象とします。具体的には、土地所有者との調整を伴わない事前調査や施設の概略検討は原則として対象外とします。
- イ 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。
- ウ 補助事業は、申請者が主体となって実施する必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象とはなりません。

## 4 補助金の交付対象者（要綱第4条関係）

### (1) 実施主体（申請者）

法人である民間企業とします。

共同企業体を構成して実施する場合は、構成員から代表申請者を1者選定し、代表申請者から申請します。代表申請者は、補助事業の申請、運営・管理、報告、補助金の受取等を行う責任を負うこととします。

### (2) 要件

補助金交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者としてします。

共同企業体を構成する場合においては、すべての構成員が当該要件を満たすものとします。

ア 法令等又は公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

エ 香川県税に滞納がないこと。

### <留意点>

次に該当する場合は、申請後であっても、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

## 5 補助対象経費等（要綱第5条関係）

### （1）補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額	①空飛ぶクルマの離着陸場の設置に向けた取組み 上限 5,000 千円 ②県民や地域社会への空飛ぶクルマに関する理解促進の取組み 上限 500 千円
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助対象期間	交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで

### （2）補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に特定できるもので、補助金交付決定日以降に発注や契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

経費区分	①空飛ぶクルマの離着陸場の設置に向けた取組み	②空飛ぶクルマに関する理解促進のための取組み
賃金		・イベント等において必要となる臨時的アルバイトの費用
報償費	・調査・建設等において支払われる専門家に対する謝金等	・イベント等において支払われる専門家・講師等に対する謝金
旅費		・イベント等において支払われる専門家・講師等に対する旅費
需用費		・チラシ作成費や資料印刷費等事業を進める上で最低限必要な文具代や日用品代
役務費		・事業執行上必要な郵送、宅配便等の運搬費用 ・イベント等に必要な保険料、広告・宣伝の費用等
委託料	・調査・建設等を外部に委託するための経費	・イベントの運営等を外部に委託するための経費
使用料及び賃借料	・調査・建設等に必要な備品のリースに要する経費等	・事業執行上必要な備品のリースに要する経費及び会場等の借り上げ料等
備品購入費	・調査・建設等に必要な備品の購入に要する経費（補助事業完了後、当該補助事業の計画において次年度以降も継続使用することを前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なものであって、補助額の過半を占めない少額のものに限る。）	・事業執行上必要な備品の購入に要する経費
工事請負費	・離着陸場等の工事費	

<留意点>

- ア 本県の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、補助金交付申請額から減額して交付決定する場合があります。
- イ 本補助金は、補助事業完了後の精算払とし、事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行う必要があります。補助事業完了後、指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出し、その内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果、実際の交付額が交付決定額を下回ることがあります。
- ウ 補助金交付先口座は、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関で、国内に所在する支店）の預金口座とします。
- エ 通常の調達の流れ(見積・発注・納品・検収・請求・支払)と補助対象となる経費の可否判断については、次のとおりとします。

可否	開始前	交付決定日	補助事業の事業実施期間	事業完了日	終了後
×	見積・発注		納品・検収・請求・支払		
○	見積		発注・納品・検収・請求・支払		
○			見積・発注・納品・検収・請求・支払		
×			見積・発注・納品・検収・請求		支払
×			見積・発注		納品・検収・請求・支払

- ・検収とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。
- ・使用料及び賃借料については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降の費用は、対象となります。

オ 次の経費は、補助の対象外です。

また、上記（２）に該当する経費であっても、本補助事業以外の目的に使用等された場合は、補助の対象外となります。

- （ア）自社の人件費 （イ）借入れに伴う支払い利息
- （ウ）公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- （エ）不動産購入費 （オ）飲食・接待費
- （カ）税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- （キ）汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費

例：パソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、家具など

（ク）その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用

カ 補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

キ 補助事業によって収入が生じる場合は、あらかじめ見込まれる収入金額を算出し、補助事業に要した経費（事業費）は、収入金額を除いた金額として補助金交付申請額を算出してください。

この場合、様式第1－2号又は様式第1－3号の「4 補助事業経費内訳」にその旨を記載するとともに、別途、見込まれる収入金額の算出根拠を示してください。

## 6 補助金の交付申請（要綱第6条関係）

次の提出書類を、令和7年5月14日（水曜日）午後5時必着で、香川県政策部政策課宛てに提出してください。

### (1) 提出書類（いずれもコピーで可）

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 申請者の概要（様式第1-1号）
- ウ 事業計画書（離着陸場の設置に向けた取組み；様式第1-2号）
- エ 事業計画書（理解促進に向けた取組み；様式第1-3号）
- オ 誓約書（様式第1-4号）
- カ 貸借対照表及び損益計算書（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- キ 共同企業体協定書（共同企業体を構成して参加する場合に限る。）
- ク 事業計画書を補足説明するための参考資料

### (2) 提出方法

各6部を次の宛先へ郵送又は持参して提出してください。

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（香川県庁本館7階）  
香川県政策部政策課 政策企画グループ 空飛ぶクルマ担当

※郵送の場合は、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。特定記録郵便・宅配便など、できる限り到着時の確認ができる方法で発送してください。持参の場合は、必ず事前に、電話で来庁日時のご連絡をお願いします。

[受付日時] 土曜日、日曜日及び祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで

### (3) 説明会

説明会は開催しません。

### (4) 質疑応答

#### ア 質問

質問がある場合は、次の内容を記載した電子メールにより、令和7年4月23日（水曜日）までに担当者メールアドレス（sh1306@pref.kagawa.lg.jp）へ提出してください。

件名：空飛ぶクルマ実装促進事業補助金に関する質問  
本文：（1）氏名、（2）法人名、（3）所在地、（4）所属、  
（5）メールアドレス、（6）質問内容

#### イ 回答

令和7年4月30日（水曜日）までに、質問者へ電子メールにて回答します。

#### <留意点>

- ア 提出書類は、本審査以外には使用せず、審査結果に関わらず返却しません。
- イ 提出書類は、日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。
- ウ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）を協力事業者として、事業計画書に記載してください。

## 7 審査方法

### (1) 審査方法

審査会を令和7年5月21日（水曜日；予定）に開催し、申請者から事業計画書に基づきプレゼンテーション（オンライン形式；県が発行する Web 会議サービス「Cisco Webex」のURLに接続して実施）を行う予定です。

審査項目及び配点は次のとおりです。なお、①又は②の下限点数に満たない場合は不採択とします。（①及び②のいずれも下限点数以上である事業が採択候補となります。）

#### ①空飛ぶクルマの離着陸場の設置に向けた取組み

No.	審査項目	配点
1	離着陸場の場所を具体的に選定しており、土地の所有者との調整がされているか。	20点
2	離着陸場の設置によって、地域交通の課題解決、観光の活性化、産業への波及効果など、地域にとって魅力的な影響が期待できるか。	20点
3	令和7年度の実施内容は明確であり、スケジュールは実現可能なものか。	20点
4	令和8年度以降の事業計画が明確に設定され、完成時期が示されているか。	20点
5	補助事業経費の内容は具体的であり、必要性が認められるもののみが計上されているか。	20点
合計（下限点数：50点）		100点

#### ②空飛ぶクルマに関する理解促進のための取組み

No.	審査項目	配点
1	実施内容は明確であり、実現可能なものか。	10点
2	県民や地域社会の空飛ぶクルマに関する理解が促進されるものか。	10点
3	補助事業経費の内容は具体的であり、必要性が認められるもののみが計上されているか。	10点
合計（下限点数：15点）		30点

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年5月28日（水曜日；予定）までに、申請者へ電子メールにより通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を香川県ホームページで公表します。

## **8 交付決定後の注意事項**

- (1) 事業途中での中止や廃止（要綱第 10 条関係）  
真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (2) 状況報告（要綱第 12 条関係）  
令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）までに補助事業遂行状況報告書(様式第 9 号)を提出してください。  
ただし、補助事業を令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）までに完了した場合は、提出の必要はありません。
- (3) 実績報告（要綱第 13 条関係）  
補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第 10 号)を提出してください。
- (4) 成果発表  
香川県における空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させるため、補助事業の成果については、営業秘密に該当する事項を除き、香川県の求めに応じて、香川県が開催する「空飛ぶクルマに関する香川版官民協議会」や県民が参加するイベント等において、発表等のご協力をお願いします。
- (5) 成果の利用  
採択された事業の情報や実証実験時の写真・動画等について、県が広報活動に利用させていただく場合があります。  
また、本事業で発生した知的財産権等は、補助事業者に帰属しますが、実証研究で得られたデータ等については、官民データとしての活用にご協力をお願いすることがあります。
- (6) その他  
補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において確認・実施してください。  
また、事業に関して地域住民等への説明が必要な場合は誠意をもって行ってください。  
何らかのトラブルが発生したり、第三者へ損害を与えたりした場合は、申請者の責任において対応してください。